平成２３年（フ）第６４２号
千葉県習志野市谷津５丁目７番17号　谷津高台の家202号
債務者　大槻　　浩
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梨本　　勝
4　破産債権の届出期間　平成23年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月29日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１００２号
千葉県船橋市高根台２丁目３番16棟702号
債務者　岩田　征一
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　大介
4　破産債権の届出期間　平成23年９月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月29日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３１３号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第14地割15番地38
債務者　小林　六夫
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　　哲
4　破産債権の届出期間　平成23年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４０６号
静岡県浜松市東区半田山６丁目12番11号
債務者　金田　礼二
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙貝　　亮
4　破産債権の届出期間　平成23年９月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月11日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６５１号
東京都西東京市中町１丁目11番３号レオパレスＮＴ102号
債務者　田中　義雄
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小渕　　浩
4　破産債権の届出期間　平成23年９月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３９８号
静岡県湖西市新居町新居885番地
債務者　小池　一男
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　一統
4　破産債権の届出期間　平成23年９月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月18日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２９５号
北海道名寄市西２条南８丁目17番地２
債務者　岡本さち子（旧姓堀川）
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣瀬　隆司
4　破産債権の届出期間　平成23年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月26日午後４時
6　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９８号
熊本市龍田町弓削752番地６
債務者　神志那元紀
1　決定年月日時　平成23年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北島　武典
4　破産債権の届出期間　平成23年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４２０号
熊本県上天草市大矢野町登立13673番地９
債務者　宮川　哲治
1　決定年月日時　平成23年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三藤　省三
4　破産債権の届出期間　平成23年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４２３号
熊本市植木町荻迫527番地２
債務者　嶋村　知道
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙山　悦子
4　破産債権の届出期間　平成23年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月25日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１７号
大分県竹田市大字竹田町171番地
債務者　佐田　　巧
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　　悟
4　破産債権の届出期間　平成23年10月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月８日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２３年（フ）第１９２号
茨城県下妻市本宗道44番地１
債務者　髙松　節子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　百目鬼明子
4　破産債権の届出期間　平成23年10月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月８日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１９３号
茨城県下妻市本宗道44番地１
債務者　髙松　正樹
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　百目鬼明子
4　破産債権の届出期間　平成23年10月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月８日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２１００号
神奈川県藤沢市下土棚447番地の28
債務者　角丸　佳弘
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴野　眞也
4　破産債権の届出期間　平成23年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月27日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６号
山形県鶴岡市鼠ヶ関乙50番地１
債務者　五十嵐　清
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　栄
4　破産債権の届出期間　平成23年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
山形地方裁判所鶴岡支部